

第1回 釧路地域4市町合併協議会行財政小委員会

日 時 平成16年7月13日(火) 午後3時35分から

場 所 釧路市観光国際交流センター 2階 視聴覚室

出席者(11名)

委員長 千葉 光 雄

副委員長 丸子 忠

委員 折原 勝

本吉 俊 久

池田 義 博

近藤 登司雄

吉田 守 人

菅野 猛

小林 正 昭

森田 正 男

遠藤 憲 鋭

欠席者(1名)

委員 近藤 康 範

1 . 開会

事務局：皆様、本日はお忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。先の会議が少々長引いてしまいましたため、ご迷惑をお掛けしましたこととお詫び申し上げます。ただ今より、「第1回釧路地域4市町合併協議会行財政小委員会」を開催させていただきます。本日は、第1回の会議開催のため、会議の議長となる正副委員長が決まっておりますので、決定されるまでの間、私の方で議事を進行させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

また、これからの司会進行につきましては、着席したままとさせていただきますことをご了承いただきたいと思ひます。

2 . 委員の紹介

事務局：それでは、本日が第1回目ということですので、既に顔なじみの皆さんも多いこととは存じますが、会議次第に入ります前に自己紹介をお願いしたいと思います。

なお、この会議につきましては議事録作成の関係から、委員の皆様のご発言につきましては録音させていただきます。事務局でマイクをお持ちしますので、マイクをお使ひいただき自己紹介くださるようお願い申し上げます。

折原委員：釧路市の副市長の折原でございます。4市町の助役等で構成する幹事会の座長も併せて務めております。どうぞよろしくお願ひいたします。

千葉委員：こんにちは。釧路市の副議長の千葉と申します。よろしくお願ひいたします。

本吉委員：阿寒町の助役の本吉です。よろしくお願ひいたします。

吉田委員：阿寒町の吉田でございます。よろしくお願ひいたします。

小林委員：同じく阿寒町5号委員の小林でございます。よろしくお願ひいたします。

池田委員：白糠町助役の池田でございます。よろしくお願ひいたします。

丸子委員：白糠町の丸子です。よろしくお願ひいたします。

森田委員：白糠町の5号委員の森田でございます。よろしくお願ひいたします。

近藤委員：音別町助役の近藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

菅野委員：音別町の菅野でございます。よろしくお願いいたします。

遠藤委員：音別町の5号委員の遠藤でございます。よろしくお願いいたします。

事務局：どうもありがとうございました。委員皆様には今後ともよろしくお願いいたします。また事務局職員の他に必要に応じて専門部会の正副部長にも出席いただくことにしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

3. 正副委員長の選任

事務局：それでは、会議次第に基づき進行させていただきます。会議次第の1番、「委員長及び副委員長の選任」の件でございます。資料の2ページをお開きください。委員長、副委員長の選任につきましては、小委員会設置規程第4条第2項の規程に基づきまして、委員皆さんの互選によることとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

吉田委員：事務局で案があれば出していただきたいと思います。

事務局：ただ今、事務局案を出して欲しいといったご意見をいただきました。事務局でご提案をさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声)

事務局：ありがとうございます。それでは、委員長につきましては、釧路市の千葉委員、副委員長につきましては白糠町の丸子委員をご提案させていただきたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし。」の声)

事務局：それでは千葉委員長、丸子副委員長には、お席を移動の上、ご挨拶をお願いするとともに、会議の議長につきましては、小委員会設置規程第5条第1項の規定によりまして委員長が当たることとなっております。これからの進行についてよろしくお願いいたします。

千葉議長：ただ今、委員長に選任されました釧路市の千葉でございます。大変な役を仰せつかりまして、責任の重さを感じているところでございますが、皆様方のご協力をいただきまして、短期間の中ですがスムーズな委員会運営に務めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

丸子副議長：ただ今、副委員長に選任されました白糠町の丸子でございます。委員長共々よろしくお願いいたします。

千葉議長： それでは、規定に基づきまして私が議長を務めさせていただきます。会議の開催に当たりましては、小委員会設置規程第6条第2項の規定によりまして、委員の過半数の出席が必要となっておりますが、本日は、鉏路市の近藤委員が欠席されており、総数12名の内11名の出席をいただいております。また、本日の会議時間につきましては、概ね2時間程度を予定しています。

続いて、小委員会設置規程第7条の規定により会議録署名委員を指名させていただきます。本日は、阿寒町の吉田守人委員、音別町の遠藤憲鋭委員の2名を指名いたしますのでよろしくお願いたします。

会議の冒頭に事務局からお話ございましたが、この会議につきましては議事録を作成するため、発言を録音させていただきます。事務局員からマイクを受け取りましたら、市町名とお名前をおっしゃってから発言いただきますようお願いいたします。

4 . 確認事項

千葉議長： それでは、早速議事に入りたいと思いますが、はじめに確認事項(1)「小委員会の役割について」事務局より説明願います。

事務局： それでは、確認事項の説明の前にお配りしております資料について確認させていただきます。はじめに事前に配布させていただいた「行財政小委員会第1回会議資料」、「別紙2 調整方針修正案」、「別紙4 合併協定項目一覧表」、さらに本日配布させていただきました「別紙1 調整方針修正及び協定書整理状況一覧表」、「別紙3 所管専門部会変更項目一覧表」でございます。資料に不足がなければ確認事項の説明に入らせていただきます。

なお、「別紙1 調整方針修正及び協定書整理状況一覧表」でございますが、本小委員会、全体協議会にてご審議をいただく「調整方針修正案」、「協定書整理案」の提案日、承認日の経過をご覧いただくものでございます。

また、「別紙3 所管専門部会変更項目一覧表」につきましては、6市町村合併協議会において事務局が当初協議を依頼した項目の所管専門部会を変更した一覧でございます。ご審議をいただく小委員会の変更が伴うものではありませんが、所管する専門部会の変更一覧としてご覧いただくものでございます。本日の資料についてよろしいでしょうか。

それでは、確認事項の説明に入らせていただきます。会議資料の3ページをお開きいただきたいと思います。確認事項(1)「小委員会の役割について」であります。本小委員会の担任する事項につきましては小委員会設置規程第2条で「協議会から付託された事項についての調査及び審議をする」となっており、その具体的内容は、別表の中にありますように「事務組織及び機構、財産、議会議員の定数及び任期の取扱いなど行財政に関する事項」となっております。鉏路地域4市町合併協議会は、7月7日に開催された第1回合併

協議会でお諮りした事業計画あるいは全体スケジュールが示すように合併特例法の期限内に所定の手続きを終わらせたいとしているところであり、本委員会はそれに合わせた日程で、調整方針修正案のご審議、合併協定書整理案のご審議をいただく予定でございます。確認事項については、以上でございます。

千葉議長： ありがとうございます。ただ今、事務局から「小委員会の役割について」説明がありました。当小委員会の所管事項は事務組織及び機構、財産、議会議員の定数及び任期の取扱いなど行財政に関する事項という説明であります。ご質問、ご意見はございませんか。

森田委員： 6市町村の小委員会における小委員会の役割と今回の4市町による小委員会の役割については、若干考え方を変えて臨むべきではないかという判断をしております。と申しますのも、6市町村協議会の場合は合併の方向性を探るために協議を行ったものでございまして、今回は合併のための協議を行うもの、したがって私ども委員としては発想が変わってくるのではないかという点から、既に調整されたものについても具体的な内容について委員としての立場での質問や考え方を申し上げる場合が多々出てくるのではないかと思いますけれども、そのような押さえ方でこの小委員会に臨んで良いのかお伺いしたいと思います。

事務局： 小委員会の役割が変わってくるのではないかというご指摘でございますが、私どもの方からこれからお願いしたいことは、1つには調整方針の修正、これは6市町村時の協議を踏まえた修正であります。それから、次の段階としまして、合併協定書の整理があります。後段の部分につきましては、これまで行ってきただけのなかった作業でございます。したがって新たな作業が1つ加わるということが1点ございます。それから、もう1点、どこまで突っ込んだ議論がされるのかということですが、合併協議会として新市になった時の方向性の議論については、活発な議論を期待しておりますが、場合によりましては新しいまちとして決めるべきこともございますので、その辺の整理が出てくることもあるかもしれないと思っております。その辺はこれからの協議の中でその都度協議させていただきたいと思っております。

森田委員： より具体的な内容について、既に調整され、承認をみた内容についても再度検討を要する場合も出てくるのではないかと私は考えるわけです。そういう意味でご理解をいただければ結構です。

千葉議長： 委員長としてもその都度ご意見があれば、この小委員会の中で議論していくことについてはそのとおりかと思っておりますので、よろしいかと思えます。その他、ございませんか。

(「ありません。」の声)

千葉議長： この事項は確認事項と了承されました。

5 . 協議事項

千葉議長： それでは、次に協議事項に入らせていただきます。

協議事項(1)「平成16年度スケジュール(案)について」事務局より説明願います。

事務局： 協議事項(1)「平成16年度スケジュール(案)について」ご説明いたします。4ページをお開きください。

行財政小委員会の本年度のスケジュールですが、新市建設計画の中の財政計画や調整方針修正案等の協議を行っていただくため、本日の第1回の小委員会を含めて、5回程度の小委員会開催を予定しております。

本日は、新市建設計画全体の考え方の説明、調整方針修正案の協議となりますが、第2回目以降につきましては、新市財政計画の審議を予定しております。また、調整方針修正案につきましては、6市町村協議会における調整方針を考慮しながらも、新たな枠組みとしての4市町としての調整方針修正案についてご審議をいただきたいと考えております。第2回目につきましては、8月下旬を予定し、9月中旬予定の第3回では調整方針修正案を基に「協定書整理案」のご審議をいただき、10月中旬の第4回では、「新市財政計画」及び「協定書整理案」のご審議、11月中旬の5回では、広報広聴小委員会が中心となって検討いたします、新市建設計画や合併協定項目等の概要を掲載した「広報版」についても審議をいただきたいと考えております。

千葉議長： ただ今、事務局から協議事項(1)「平成16年度スケジュール(案)について」の説明のありました内容について、ご質問、ご意見はございませんか。

(「ありません。」の声)

千葉議長： 質疑がございませんので、この協議事項(1)につきましては、ご了承いただけますか。

(「はい。」の声)

千葉議長： それでは、協議事項(1)につきましては、了承されました。

それでは、次の協議事項に入らせていただきます。協議事項(2)「平成16年度事業について」事務局より説明願います。

事務局： 協議事項(2)「平成16年度事業について」ご説明いたします。4ページ

をお開きください。

新市建設計画の中に盛り込む財政計画の作成についてでございますが、新市建設構想小委員会とも連携し、合併による財政の状況や効果等を盛り込んだ「新市財政計画」をまとめていきたいと考えております。なお、この協議につきましては、概ね5回程度の小委員会の開催を予定しております。

調整方針修正案の検討については事業を大別しますと、1,246項目に分けた調整方針修正案の検討、資料では「イ」としているところであります。次いで、この調整方針修正案を前提として協定書整理案の検討をいたします。資料では「ウ」としているところであります。「イ」、「ウ」それぞれについて詳細をご説明いたします。

「イ」の調整方針修正案の検討でございますが、検討の対象は全体で1,246件、本小委員会該当分で249件の案件でございます。検討手順としましては、1件1件を協議してきました6市町村合併協議会時の内容を引き継ぐことを基本とし、構成市町村の変更や状況の変化により見直した内容を専門部会、事務局で一覧表、お手元の資料としましては、別紙2の「調整方針修正案」として用意してございますので、これをもってご協議いただくことを考えております。

次に「ウ」の協定書整理案の検討でございます。

別紙4をご覧ください。別紙4は先の全体会議で承認された「合併協定項目一覧」であります。これは「合併協定書」に記載する項目の一覧であります。合併協定書には、制度や事業などの方向性を具体的に盛り込んでいきたいと考えておりますが、その際の記載項目の選択や記載内容について、ご協議いただくこととして、「協定書整理案の検討」とここで提案しております。

なおこの整理案の検討に要する会議の所要回数として、9月以降に2回程度を想定しています。

次に5ページ、「エ」の広報版の作成であります。これは広報広聴小委員会が中心となって検討していくこととなりますが、新市建設計画や合併協定項目等の内容について住民周知するための資料として、「広報版」を作成していく予定でございますので、その内容についてもご相談申し上げる予定としています。

千葉議長：ただ今、事務局から協議事項(2)「平成16年度事業について」説明がありました。ご質問、ご意見はございませんか。

(「ありません。」の声)

千葉議長：それでは、協議事項(2)につきましては、了承されました。

次に協議事項(3)に入らせていただきます。協議事項の(3)「新市建設計画(素案)について」事務局より説明願います。

事務局：協議事項3「新市建設計画(素案)について」説明させていただきます。

5 ページをお開きください。

新市建設計画につきましては、新市建設構想小委員会が中心となり検討する事項でございますが、この新市建設計画の第6章で掲載することとなります。財政計画につきましては、本行財政小委員会に関連する事項でございますので、今後、この委員会の中でご審議をいただきたいと考えております。

この財政計画作成の考え方につきましては、後日改めてご説明させていただきたいと考えておりますが、本日につきましては、新市建設計画全体の策定の基本的考え方ということでご説明させていただきたいと考えております。

まず、「1 新市建設計画の目的、内容等」であります。新市建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的として、合併協議会が策定するものであり、中ほどに「市町村の合併の特例に関する法律第5条」の抜粋を掲載しておりますが、新市建設計画に掲げる事項として、「新市建設の基本方針」、「合併市町村建設の根幹となるべき事業に関する事項」、「公共施設の統合整備に関する事項」、「財政計画」の4項目を内容として構成していくこととなります。また、合併特例法に基づく様々な財政措置を受けるためには、この新市建設計画の策定が前提となります。また、今後、新市建設計画の内容に変更が生じた場合には、新市建設計画全体の修正案の議会承認を経なければならないことから、なるべく多くの事業が網羅されるよう、具体的な事業名や事業規模等については書き込まず、抽象的な表現にとどめておくようにしたいと考えております。なお、住民の皆さんや議会からは、新市のまちづくりの姿が分かるよう、新市建設計画の中にある程度具体的な書き込みを期待されておりますことから、現在、各市町に依頼中の主要事業調査の結果を踏まえ、専門部会で再整理をかけ、前回6市町村時に参考資料としてお示したものと同様な形で、8月以降に示します参考資料の中で、ある程度具体的な表現が盛り込まれるよう調整していきたいと考えております。

次に、「2 他の計画との関係」であります。新市建設計画は、新市の基本計画として機能する重要な計画となり、また、新市において正式な基本計画が策定されるまでの期間、基本計画にかわる計画となること、また、現在の各市町の総合計画は、新市全体のまちづくりとの整合性を図りながら、新市建設計画の中で各地域の振興計画として活かしていきたいと考えております。

「3 策定の方針」ですが、将来を展望した長期的視点に立ち、単に4市町の総合計画を積み上げるだけではなく、4市町が1つとなった新市まちづくりのため、合理的で健全な行財政運営に裏付けられた計画とすること、また、本計画については、合併後概ね10年程度の期間について定めるものとしていきたいと考えております。

6ページの「4 新市建設計画策定フロー」であります。新市建設計画（素案）の原案にあたりましては、各市町の総合計画、ヒヤリング、主要事業調査等や住民説明会、意向調査等でのご意見を反映させて策定することとし、新市建設構想小委員会でご審議をいただいた上で、8月上旬を目処に財

政計画部分を除いた新市建設計画（素案）を協議会で承認をいただきたいと考えております。また、この後北海道との協議を行い、財政計画（案）について本小委員会でご審議いただき、12月上旬を目処に策定していきたいと考えております。

千葉議長： ただ今、事務局から協議事項（3）「新市建設計画（素案）について」説明がありましたがお質問、ご意見はございませんか。

菅野委員： 5ページの「1 新市建設計画の目的、内容等」の中に、「合併市町村建設の根幹となるべき事業に関する事項」とありますが、今の説明を聞いていますと、新市建設計画はあまり具体化させないような方向でいくという説明に聞こえたのですが、これはどの辺まで根幹となるべき事項をはっきりさせるのでしょうか。あまりぼやけているようであれば、合併に対する最終的な判断が出来ないのではないかと感じます。その辺はどのようなお考えでしょうか。

事務局： 今回の説明の中でもございましたように、新市建設計画を作成していく段階ではあまり具体的な事業名を書いてしまいますと、それがもし特例債を使うことになった場合に記載がございませんと、計画自体の変更議決をしなければならぬ問題が生じてきます。そういった関係上、建設計画自体の本文については具体的な事業名等については抽象的な表現で書かせていただき、住民や議会の皆さんが1番注目するところでもありますので、各市町がどういう事業を行うのかという部分につきましては、前回の6市町村時にもお出ししましたが、参考資料という形でお出ししたいと考えております。内容につきましては、前回お出ししました資料よりは更に詳しい内容にするよう考えておりますが、その内容につきましては、今、各市町に調査をかけておまして、まだまとまっておりませんし、また見せ方につきましてもまだ協議しておりませんので、それらにつきましては次回以降にお示ししたいと考えております。詳しいものにつきましては、参考資料の方をご覧いただきまして判断していただきたいと考えております。

菅野委員： 計画の中に入れてもし変更があった場合に議決が必要だということですが、合併協定項目に入らないで詳細は別に見せる場合の効力に関してはどうなるのでしょうか。

事務局： 新市建設計画自体は協議会の承認事項で、各市町が協定書の中に盛り込んで最終的には調印するという形で認められていきます。この参考資料は新市建設計画の附属資料と考えているものでございまして、これは新市建設計画にぶら下がるものですから、議決自体をする時は建設計画の本文だけになりますけれども、その下には参考資料として事業も承認されているという考え方で見ていただきたいと思っております。

菅野委員： 変更になった場合、議会の承認が必要になるということは、やはり根幹となる事業は協定書の中にしっかり盛り込むくらいでなければ、後々問題になる可能性が無きにしても非らずといった心配もあるのですが、そういうことに関してはどうですか。

事務局： 建設計画自体が協定項目の1つということで議論いただきますけれども、その中で後ほど示させていただきます参考資料も一体のものと考えてございます。したがって、別の綴りにはなってございますが、建設計画を考えると一体のものと考えていただければよろしいと思います。

森田委員： ただ今の質問と重なりますが、私どもとしては分かりやすい新市建設計画というものを、住民に対して提示されなくてはならないという前提で、今後取り組んでいきたいと考えております。先ほどの説明では、抽象的な文章表現にして、総論的な内容で行うというように聞き取れたところですが、いずれにしても8月以降に参考資料として具体的な事業、建設計画が提出されるという押さえ方でよろしいですか。

事務局： そのとおりでございます。

森田委員： そういたしますといかがなものかと思えます。この件に関しては留保したいと思えます。

事務局： 実は、新市建設構想小委員会で新市建設計画の素案ということについてご議論いただいている部分について、例えば農業関係の主要事業では参考資料ではどの農道なのかなどについても示していきたいと考えております。そのことにつきましては新市建設構想小委員会で協議していきたいと思えます。

千葉議長： 私もこの協議が始まる前に、菅野委員がおっしゃられた判断材料と言うことも含めて市の内部で今と同じように議論をしたことがあるのですが、出来れば今お話があったように、住民の皆さんが具体的に分かることが必要ではないかと思っておりますので、今のやり取りで大体理解していただけたのではないかと思います。新市建設計画の「素案」といった言葉がとれる時に、あるいは協定書の関係について、住民の説明等の中でどういう位置づけがされるのかきちんと示しておく必要があると思えます。協定書と参考資料の取り扱い等について、事務局の方で整理して次回以降にでももう1度説明をお願いしたいと思えますがいかがでしょうか。

吉田委員： 新市建設小委員会で審議されることであれば、我々がそこまで関与する必要はないのではないかと思いますがいかがでしょうか。

事務局：今ご指摘いただきましたように、新市建設小委員会で議論されておりまして、なおかつ同じ趣旨でございます。新市建設計画の方のまとめり状況については皆さんの方にご報告させていただく形でご了解いただきたいと思います。

森田委員：私の記憶では、財政計画部門を除いた新市建設計画が8月目途に承認される説明だったと思いますが間違いでしょうか。

事務局：8月上旬の第2回協議会でご承認いただこうと思っておりますのは、新市建設計画（素案）の第1章から第5章までの財政計画を除いた分ということでございます。第6章の財政計画の部分につきましては、8月以降の小委員会でご審議をいただくということで考えております。

森田委員：新市建設計画に関して行財政小委員会は物を言えないということになるのですか。

千葉議長：事務局からのお話で、新市建設計画小委員会で議論され、そして我々の委員会では財政計画を立てなければなりませんから、その辺の絡みを含めてこれから何回か会議を開いていきますので、その時の委員会で関連事項を整理していきたいと考えておりますのでご了解いただきたいと思います。それでは、この協議事項（3）につきましてはご了承いただけますか。

（「はい。」の声）

千葉議長：協議事項（3）につきましては、終了させていただきます。

次に協議事項（4）に入らせていただきます。協議事項の（4）「議会議員の定数及び任期の取扱いについて」事務局より説明願います。

事務局：協議事項（4）「議会議員の定数及び任期の取扱いについて」ご説明いたします。議会に係ることにつきましては、地方自治を支える行政と議会という両輪のまさにその一方の本質的な課題と認識しているところでございます。合併に向けた協議に際し、議会の定数等に関する取り扱いにつきましては、大変難しい問題でありますので、あらかじめ各議会の正副議長の皆様にお集まりいただき、ご相談させていただいた上で提案の内容を整えていきたいと考えております。具体的に別紙1の6ページをご覧くださいと思いますが、いくつか空欄になってございます。その空欄になっているところの上から3行目の項目でございますけれども、細項目の欄を見ますと「議員定数・任期・常任委員会の状況」、このページの下から2行目「議員の報酬等」、7ページが一番上「議会活動費への交付金等」の3点につきましては本日修正案としてご提示しない予定になってございます。これらにつきましては、

先ほど申しましたようにあらかじめ正副議長の皆様方にご相談申し上げて、案を整えてその上で提案したいと考えております。次回以降の小委員会におきまして、まとめり次第ご提案していきたいと考えておりますので、ご理解よろしくお願いいいたします。

千葉議長：ただ今、事務局から協議事項(4)「議会議員の定数及び任期の取り扱いについて」説明がありました。正副議長会議を開催して提案の内容を整えたいというご説明がありまして、当小委員会としてはこの手順を確認の上、提案を待つということにさせていただきたいと思っております。ご質問、ご意見はございませんか。

吉田委員：方法についてはそれで良いと思っておりますが、場合によっては期間的に非常に難しい部分があるのではないかと考えます。財政計画の議論に入るのが8月上旬になるわけですので、その段階で整っていないけれども良いと思っておりますが、概ねこの辺までには結論を出して欲しいといった時期があるのではないかと考えます。今日はいつ頃を目途にといった部分をこの委員会の中で審議することが必要だと思っておりますがいかがでしょうか。

千葉議長：事務局の方で作業手順・スケジュール等の関係を含めて、今のご意見に関して回答がございましたらお願いします。

事務局：会議資料の4ページをご覧いただきたいと思っております。合併協議会や行財政小委員会のスケジュールが出ております。合併協議会のスケジュールでは、8月上旬に第2回合併協議会、それから10月に第3回協議会、11月に第4回協議会、12月に第5回協議会という予定で計画しているところでございます。第3回か第4回の全体協議会で決議をいただいていくような流れにならないかと期待しているところでございますので、小委員会の中での手順等では8月、9月の小委員会の中でご検討いただきたいと思っております。今、11月の協議会も選択肢であることを申し上げましたけれども、出来れば財政計画の策定等の関係がありますので、できれば10月までに議論がまとめれば良いだろうと考えているところでございます。行財政小委員会が8月に第2回目、9月に第3回目ということで予定としておりますけれども、これは必要に応じてさらなる会議の開催もお願いすることもあるものと思っております。

千葉議長：ある程度、正副議長会議で原案を作り、いつまでに案を出していただけるのかというお話かと思っております。今事務局の方から8月、9月にこの委員会で議論をしたいということですので、それからいきますと8月中旬くらいまでにはまとめて欲しいということになるのですが、まだこれからの話ですのでこの委員会として8月中旬まで、あるいは9月初めになどと、今日の段階では確定させることは難しいと思っております。今の事務局からの説明でもあったよ

うに、今日の段階ではご質問、ご意見をいただいた部分を事務局の方から正副議長会議に伝えていただくということではいかがでしょうか。

吉田委員：委員長の方からお話がありましたけれども、最終的に9月中旬に第3回目の小委員会があるわけです。第3回目の協議会の方は10月上旬に予定されていますから、その段階までには遅くても考えて欲しいと思いますが、私も財政計画のことを考えますとなるべく早い方に提案されるのが良いと思いますので、8月中くらいを目途に申し入れることではいかがでしょうか。

千葉議長：事務局の方はそれで良いでしょうか。正副議長会議には8月中くらいに答えを出していただくということでまとめさせていただきます。その他この件についてはよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

千葉議長：質疑がございませんので、ただ今まとめさせていただいたことで確認をさせていただきます。

次に協議事項(5)に入らせていただきます。協議事項(5)「調整方針修正案の検討について」事務局より説明願います。

事務局：協議事項(5)「調整方針修正案の検討について」ご説明いたします。

提案の修正案は別紙2でございますが、会議資料7ページに記載してあります修正の考え方を基本において整理したところでございます。まずこちらをご説明申し上げます。

といたしまして合併の枠組み変更により、「方針」や「時期」、「調整内容」に影響が生じる項目を修正させていただきました。「a」として離脱町村の制度や事業に統合する予定だった項目、「b」として離脱町村の制度や事業との調整は不要になり「方針」や「時期」、「調整方針」を修正する項目、「c」として合併の時期を再協議することにより経過措置期間などに修正が必要となる項目、「d」として離脱町村を除いた数値や再計算した影響試算額への修正が必要となる項目を修正いたしました。

といたしまして「調整内容」における「6市町村」や「6自治体」の記述を、削除または「市町」等に修正させていただきました。

といたしまして「方針」や「時期」の区分選択の不統一を修正させていただきました。

ただ今説明させていただいた考え方によりまして、本日もご提案させていただきました249項目中211項目の調整方針修正案につきまして説明に入らせていただきます。なお、提案につきましては、5回に分けて説明させていただきますことをご了承いただきたいと思います。

本日もご提案いたします「別紙2 調整方針修正案」211項目でございますが、第1区分といたしまして、1ページ通番1から15ページの通番82まで。

第2区分といたしまして、15ページの通番83から18ページの通番99まで。第3区分といたしまして、18ページの通番100から25ページの通番135まで。第4区分といたしまして、25ページの通番136から34ページの通番174まで。第5区分といたしまして、34ページの通番175から42ページの最後までとさせていただきます。

また、4市町協議欄におきまして「同左」とご提案いたしました項目につきましては、6市町村協議でご承認をいただいた調整方針案は4市町合併協議会の調整方針といたしましても、同様の内容としてご提案できるものとして表記させていただきましたので、以下、説明を省略させていただきます。それでは、「別紙2 調整方針修正案」の1ページから調整内容に修正がある項目を説明させていただきます。1ページをお開きください。

(下記の変更のあった調整方針修正案について事務局より説明)

- 通番2 【01 - 01 - 02 - 01】「行政区域面積と宅地面積」
- 通番10 【02 - 02 - 01 - 01】「行政改革大綱」
- 通番11 【02 - 03 - 01 - 01】「地域防災計画」
- 通番12 【02 - 03 - 03 - 01】「財政将来計画」
- 通番16 【03 - 02 - 01 - 01】「任期」
- 通番20 【03 - 03 - 01 - 02】「非常勤特別職報酬額(月額)」
- 通番35 【03 - 04 - 03 - 12】「職員の勤務条件」
- 通番37 【03 - 04 - 03 - 14】「職員団体」
- 通番62 【03 - 04 - 08 - 05】「物品の調達及び検収」
- 通番68 【03 - 04 - 09 - 04】「宿日直勤務」
- 通番75 【03 - 05 - 01 - 01】「広域連携事務」
- 通番79 【03 - 05 - 02 - 01】「補助金」
- 通番80 【03 - 05 - 03 - 01】「その他主要な事務事業」
- 通番81 【03 - 06 - 01 - 01】「行政手続条例」

千葉議長： 通番1から通番82までの修正内容の説明がありましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

菅野委員： 7ページから9ページで、通番で言いますと39・40・41・46・47・48などで、「合併時まで調整する」という記述がそのまま引き継がれていますが、新たにそれらの調整方針がこの小委員会を出していかないことには、承認するということにはならないのではないかと思います。全てお任せしてしまうという結論にしてしまうのでしょうか。出てきた方針をあらためて確認して承認するということにしないとおかしいことにならないでしょうか。

事務局： 鉏路市に合わせるという項目も一部ございますが、今ご指摘の部分についてはその基準が明示されていないということかと思います。専門部会の中では、給与関係に関しては職員一人一人の状況を調べていきませんかという

調整になっていくのか見えないということであり、そういう意味では現状の給与体系の水準を分析していきながら、調整していく必要があるものと考えているところでございます。ある程度の方向性が見えてきた段階で、改めて行財政小委員会の皆様にお示しさせていただくことも考慮していかなければならないと思っておりますが、現時点での調整方針修正案としてご承認をいただければと考えております。

菅野委員： そうであればここに載せるのではなく、修正案が出来た段階で改めて集まって承認する形の方が正しいのではないのでしょうか。

千葉議長： これは合併協定までの小委員会審議の中で詰まることなのでしょう。全体スケジュールの中で、今お話があった位置づけ等について、事務局から説明してください。

事務局： 先ほど開催されました新市建設構想小委員会において、合併の期日が平成17年秋頃といった協議がされたところですが、合併が決まってからその直前まで事務の調整が続いて参ります。今、合併協議会の中でどこまで協議できるかとなった時、協議に馴染む一定の条件と、協議会としては方向性が間違いなく確認できれば、詳細の数字や内容については直前まで調整が任される部分があるのではないかと考えております。そこで、具体的な表現や文章として、どこで線を引くのかということになりますと、その都度判断していかなくてはならないテーマかと思っております。今の給料の関係でいきますと、4市町が一緒になった時に1つにしないといけないという基本認識は持っておりますが、どこのまちに合わせると良いのか、例えば通勤手当などの手当では、あの手当は高いが、この手当は低いといった状況などがありますので、合併協議会としては新市になった時に、1つの方向性でいくということ、具体的な個々の金額については今後の行政の調整に委ねていただけないものかといった提案になっております。行政に委ねられない、もっとこの場で協議したいということになりますと、私どもの認識を改めて合併協議の中で間に合うものであればお示ししたいと思いますし、また、後ほど必要のあるものについては報告させていただくという選択肢もあろうかと思っておりますけれども、合併協議会としての方向性の確認という整理の中で、合併時までに調整するという形でご理解いただければと思います。

菅野委員： 今言った項目は職員の待遇に関することが多いわけですが、話に出た通勤手当などに関しては我が町音別から釧路市まではかなり遠く、該当する区分すら今のところありません。職員の待遇がどうなるかは、合併を判断する重要な要素になり得ますし、通番48の「特殊勤務手当」にある医師手当などお医者さんの待遇も市と町では大分違うので、はっきりさせておく点が結構あるのではないのでしょうか。

事務局：通勤手当についてご指摘をいただきましたが、基本的に今、各自治体の通勤手当につきましては、国家公務員の制度に準じた形で支給されている例が多いところです。その場合、通勤手段の関係と距離によって手当が決まって参りますので、旧音別町から旧釧路市、旧釧路市から旧阿寒湖畔などへ配置になった場合、国に準じた制度の中で一定の整理がつくものと考えております。そういう意味では、国に準じた制度を取り入れている項目につきましては、そのような方向でまとめていくということをまずご了解いただければと思います。

また、2点目の医師の手当と給与の関係ですが、ご指摘のとおり釧路市の実態と阿寒町、白糠町、音別町の実態が違っていることは理解しているところでございます。これにつきましては、各地域にあります医療機関の存続、医者の確保という従前からのご指摘もございまして、地域医療体制のあり方の中で整理されていくことになるだろうと考えており、一方的に一律いくらといった整理はできない課題であると考えているところでございます。

菅野委員：たまたま通勤手当を例に出しましたが、国の基準があるのであれば、そういう方向で取りまとめるということを示し、承認していった方が話が分かりやすく良いと思います。職員のことに関しては、通番27の「職務上の地位別職員数」に記述されている職員定数の適正化計画あたりがはっきりしてこない、財政シミュレーションを作っても、本当に財政が良くなるのか分かりません。財政計画はこの小委員会で協議しなければなりません、財政状況の改善のために合併すると言っても過言ではない状況の中、職員の待遇は後からまとめるということではうやむやにしたままシミュレーションはできないですし、財源はどこから出てきたのかということになるのではないかと思います。それまでにはある程度のものはできるということでしょうか。

千葉議長：基本的なことに関わっておりまして、菅野委員が今おっしゃりたいことは1つ1つの項目についてどこまで詰めていくのかということではなくて、どこまでこの小委員会や合併協議会の中で詰めていくのか、先ほどありましたように合併までに調整していく部分と合併を判断するまでに調整するところが食い違っていると思いますので、他の委員の皆さんからご意見等はありませんか。

折原委員：行政の立場から言わせていただきますと、概ね4市町の職員給与につきましては国家公務員の例を参考にしておりますが、実際には、例えば課長や部長に昇格する年齢や、通勤手当はどこを起点にするかなど多少の違いがあります。その辺りの調整がどうしても必要になるわけで、一律に決めて合併した途端に給料を下げるとか、上げるということには現実的にはなりにくいと思っております。1つの自治体になった時に、運用面で少しずつ1つの基準に合わせていくことが出てくるとは思います、合併までにそれを作り上げることができるかと言いますと、色々なケースがありますので、基本的には先

ほど事務局からも説明がありましたように、大体は国家公務員の制度が決まっており、あとは運用面での違いなので、実態を見ながら調整をしていかざるを得ないものと思います。その辺りになりますと、ある程度事務方に任せていかないと実際の数字を出すことは難しいと思います。また、財政計画上は合併していきなり給与が上がる、下がるということになると影響が出ますが、現状を基本にして徐々にそれに合わせていくこととなりますので、現在の総額から割り出していき、人数の増減を見て職員給与費のおおよその推定値は出せるだろうと考えています。人数の積み上げではとても正確な数字にならないと思っております。

森田委員： 私どもは住民の方と直接接触する機会が多いわけですが、合併によるメリットがあるのは町議会議員と役場職員だけだといったつまらない話が出ています。つまらないという意味は、釧路市に合わせると報酬や給料が高くなってしまふということですが、そうではないはずで、経過としては対組合との話ということもあるのですが、確かに「合併時まで調整する」という文言では理解できないので、もっと弾力性を持った文言の方が良いのではないかと思います。今、合併までに結論を出せないという行政の話がありましたが、もう少し文言を調整してみたいかがでしょうか。ある意味では身分の確保、給与の担保がなされるということが前提でなければならないという発想です。

千葉議長： 今、お二方から状況の説明やご意見がございました。冒頭にご確認いただきましたが、調整方針修正案の検討ということで、基本的には引き継いでいき、6市町村から4市町になって必要な修正をしていくこととあります。事務局からの説明でも修正になったところだけの説明をいただいています。従いまして、説明のなかった部分については、同じ考え方でいきたいというのが提案の内容だと思っております。委員長としては6市町村でお話いただいて、合併時まで調整するという整理されたものは、それで良いのではないかと考えていますが、ただその中でどうしてもこれは小委員会の中で判断材料として、合併前までに調整すべきだということがあれば、ここで議論させていただくということを基本的に考えております。

折原委員： 確かにご指摘のとおり、調整をするにしましても高い方に合わせるのか、平均を取るのか、低い方に合わせるのかといった基準の問題は出てくると思います。そういう意味では、例えば「国家公務員の給与水準を基準にしながら」とか「類似市町村との均衡を取りながら」など基本的な部分を入れた上で、「合併時まで調整する」という文言の方が分かりやすいと思いますが、どの項目をそのようにしていくのかということになりますと、この場で結論を出すことは無理ですので1度専門部会による拾い出しが必要かと思いますが、事務局ではどのようにお考えでしょうか。

事務局： 今のご発言を受けまして事務局として検討させていただきたいと思います。菅野委員のご指摘の部分でいきますと別紙2の7ページ、通番40「初任給基準」、41「現業職の昇任・昇格モデル」、43「職員の昇給・昇格」、8ページの通番46「住宅手当」、47「通勤手当」、49「管理職手当」、9ページの通番50「期末勤勉手当」、51「寒冷地手当」、52「旅費支給基準」が該当するものと考えております。以上の項目でよければ、一旦事務局で引き取らせていただいて、折原委員がご指摘になったことを含めて整理させていただきたいと思っております。

本吉委員： 基本的な部分で色々ご議論されておりますが、専門部会でも森田委員がおっしゃることは当然、踏まえながら論議し、6市町村の時にこの調整内容が作られ、私たちも了解した中で進んできましたので、新たに4市町になった時に調整方針が変わるということは基本的にはないと思います。菅野委員が心配されるような部分は、事務レベルで当然出てくるとは思いますので、最終的な結果の報告はあっても良いかも分かりませんが、協議会における調整方針としては、このあたりのレベルで線を引かなければならないと考えております。いくら論議しても最終的な答えをきちんと見なければ、理解できないということになりますと大変かと思えますし、先ほどご発言がありましたように、合併時の財政的な問題や組織の問題が検討され、合併時まで調整されていく理解でよろしいのではないかと私は認識しております。

菅野委員： 私は6市町村の時からこの小委員会に所属していますが、新しく入った方もおられるわけですし、6市町村の時は合併を前提としない協議会ということで進んできたので、4市町になって合併するということになりますと、折原委員が言われるように合併時まで調整する項目は少しでも分かるような形にさせていただける方がありがたいです。

折原委員： これまで専門部会などで色々論議してきましたのは、基本的に国家公務員などの類似団体があって調整がなされてきています。そのあたりをどういうふうの説明すると分っていただけるかしっかり書き込む方がご理解をいただけるのではないかとといったことでお話をしました。

千葉議長： 今の意見交換と事務局からの項目番号の提示を踏まえ、表現の内容について次回検討するというので、菅野委員はよろしいですか。

菅野委員： よろしいです。

千葉議長： それではその他にご質問、ご意見をお受けします。

(「ありません。」の声)

千葉議長： 確認させていただいた部分を除いて、この修正案について通番1から通番82番までについては確認させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

千葉議長： それでは、2区分目の説明を事務局よりお願いします。

(下記の変更のあった調整方針修正案について事務局より説明)

通番83 【04-01-01-02】「議会運営委員会・特別委員会の状況」

通番84 【04-01-02-01】「会議の開催・議会報」

通番86 【04-01-02-03】「委員長報告・委員会記録の作成」

通番88 【04-01-02-05】「質問の状況」

通番90 【04-01-02-07】「議員の公務災害」

通番91 【04-01-02-08】「議員共済」

通番92 【04-01-02-09】「議員視察」

通番93 【04-01-02-10】「議会の日程」

通番95 【04-01-02-12】「請願・陳情の受理及び審議状況」

通番96 【04-01-02-13】「議決書」

通番97 【04-01-03-02】「議長交際」

通番99 【04-02-02-01】「その他主要な事務事業」

千葉議長： 通番83から通番99までの質疑をお受けいたします。

丸子委員： 通番90「議員の公務災害」と通番91「議員共済」については、我々町村議会の団体に所属していますが、新市になった時には市議会議員の制度に1本化するということですので、内容がわかる関係資料を提出して欲しいと思います。

事務局： 分かりました。

千葉議長： それでは、今お話のありました部分は次回の小委員会までに用意していただきたいと思います。その他、ございませんか。

(「ありません。」の声)

千葉議長： それでは、2区分目の通番83から通番99まで、調整方針の修正案についてご了解いただいたということによろしいですか。

(「はい。」の声)

千葉議長： それでは、通番99まで進みましたが、会議の終了予定時間になりましたの

で、協議の途中でありますけれども通番 100 以降の項目につきましては次回の協議に持ち越したいと思いますがよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

千葉議長： 以上で協議事項につきましては終了したいと思います。通番 100 以降持ち越しとなりましたので、冒頭でご確認いただきました小委員会の開催回数については進み具合を見て、必要であれば会議の追加開催などについて事務局と相談しながら判断していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

6 . 次回小委員会の開催について

千葉議長： 続きまして、会議次第 4 の次回開催日程について事務局から説明をお願いします。

事務局： 同じく 7 ページをお開きください。第 2 回行財政小委員会の開催でございますが、第 2 回目は 8 月 25 日水曜日の 13 時 30 分、会場を釧路市交流プラザさいわい 3 階大ホールにて開催を予定しております。多忙な時期でございますが、委員皆様のご出席をいただきたいと思います。

事務局： ただ今の日程のことで 8 月 25 日ということをお願いをしましたが、先ほど委員長の方からお話がありましたように、少し積み残したということもございましたので、委員長と日程調整をしましてその間に 1 度入るか入らないかということも調整させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

千葉議長： ただ今、事務局から 8 月 25 日水曜日の 13 時 30 分、会場を釧路市交流プラザさいわい 3 階大ホールにて開催することの説明ありました。日程につきましては確保していただきたいと思います。また事務局からお話がありましたように協議の進み具合との関係で私の方で調整させていただき、2 回目を早めるということもあり得るということも含めてご了解いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

千葉議長： それでは、委員の皆さんから何かございますか。

(「ありません。」の声)

7 . 閉会

千葉議長： それでは、以上で予定されておりました協議事項につきましてすべて終了いたしましたので、第1回行財政小委員会を終了させていただきます。皆様、大変ご苦労様でした。

(閉会 午後5時22分)

釧路地域4市町合併協議会小委員会設置規程第7条において準用する釧路地域4市町合併協議会会議運営規程第12条第2項の規定によりここに署名する。

釧路地域4市町合併協議会行財政小委員会 委員長（議長） 千葉光雄

釧路地域4市町合併協議会行財政小委員会 委員 吉田守人

釧路地域4市町合併協議会行財政小委員会 委員 遠藤憲鋭